

監 査 委 員

30年監査公表第2号

平成29年度に執行した監査の結果（平成29年4月1日から平成29年8月31日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事、京都府教育委員会教育長及び京都府警察本部長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年 3月30日

京都府監査委員 片 山 誠 治
同 田 中 健 志
同 森 敏 行
同 井 上 元

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 農林水産部

- ① 畜産課（監査実施年月日：平成29年7月10日・8月4日）

（指摘）

家畜検査手数料の調定が著しく遅延している事例が認められた。

（措置の内容）

平成29年10月4日から、畜産課事業担当者、経理担当者及び各家畜保健衛生所担当者間で共有する家畜検査手数料調定執行管理表を作成することで処理状況を共有するとともに、進行状況を互いに確認することとした。

さらに、当該管理表と統合財務システムの調定内容を畜産課担当者と各家畜保健衛生所業務課長が突合チェックするダブルチェック体制を構築し、再発防止を徹底した。

- ② 農林水産技術センター（監査実施年月日：平成29年6月5日・6日・7月7日）

（指摘）

消防法に基づく消防用設備等の法定点検が行われていない事例が認められた。

（措置の内容）

監査で指摘を受けた後、平成29年9月27日に法定点検を実施し、不備の箇所を修繕した上で平成29年12月4日に点検結果報告書を管轄消防署に提出した。

今後は、関係法令の遵守に向け、組織内で担当者及び担当主幹が相互チェックする体制を整えとともに、計画的に実施するよう所内で徹底した。

(2) 教育委員会

総務企画課（監査実施年月日：平成29年6月12日・7月31日）

（指摘）

公印の使用について、京都府教育委員会公印規程に定める規定どおりに行われていない事例が認められた。

（措置の内容）

課内副課長会議において、公印の使用については、京都府教育委員会公印規程に基づき適正に行うよう徹底を図った。

また、起案及び公印の審査を所管する行政担当の関係職員に対しても審査の徹底を指示した。

(3) 警察本部

- ① 中京警察署（監査実施年月日：平成29年5月23日）

（指摘）

契約書について契約保証金に係る記載漏れが複数認められ、契約書の作成不備が再発している事例が認められた。

（措置の内容）

契約書の不備が再発していることを重く受け止め、今後は担当者はもとより副担当者や会計課長に対し、決裁時及び施行時における点検に当たり、会計課内での内部牽制機能を十分に発揮させ、適切に点検を行うよう指導教養を実施するとともに、関係職員に対してもより一層の点検強化を指示した。

- ② 木津警察署（監査実施年月日：平成29年6月8日・7月11日）

（指摘）

源泉所得税について、不納付加算税を支払っている事例が認められた。

（措置の内容）

特例納付から毎月納付に切り替え、今後は毎月月初めに所得税納付の起票を行い、会計課長のチェックが容易に入る仕組みに改善することとした。

また、会計課員は今回の事案を踏まえ所得税関係法令の知識の向上に努め、担当者は執務室のカレンダーに年間の起票予定日と支払日、公共料金等支払チェック表に起票日と支払日を記入して、会計課長が適切に行われているかを必ず確認することとした。

さらに、他の課員にも業務の重要性を認識させ、声かけをする等の再発防止を徹底することとした。

【例月出納検査】

健康福祉部

健康対策課（監査実施年月日：平成29年4月25日・26日・28日）

（指摘）

報償費の支払が著しく遅延している事例が認

められた。

(措置の内容)

監査終了後直ちに課内全員に指摘事項を周知し、他に遅延案件がないか点検を行うとともに、報償費等の速やかな支払執行について注意喚起を行った。

また、報酬等支払案件の起案時に必ず統合財務システム（謝金管理）に登録を行い、事業担当者に加え総務担当者もシステムによる情報共有及び支払執行管理を行うこととし、複数体制での確認を徹底した。